

国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化に関する決議

我が国は、その自然条件から、地震、津波、台風、豪雨、火山噴火、豪雪、竜巻など、これまで数多くの災害に見舞われてきた。昨年も能登半島地震が発生し、被災自治体では懸命な復旧・復興が進められているが、今後も中長期的な取組が続くことが見込まれる。また、全国各地で発生した大雨被害により、住民生活に深刻な影響を及ぼしているだけでなく、地方創生の取組等にも影を落としているところである。加えて、本年には大規模林野火災が発生し、広範で甚大な被害をもたらしている。

都市自治体においては、様々な防災・減災対策の充実強化に取り組んでいるが、今後も気候変動に伴う降水量の増加が懸念されるとともに、昨年8月には南海トラフ地震臨時情報が初めて発表されるなど、南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震等の大規模災害の発生も危惧されている。

これらの災害による被害等を可能な限り抑止し、住民の生命と財産を守り、地方創生の取組等を進めていくため、国土強靱化及び防災・減災に向けた取組をより一層進めていくことが急務となっており、国においては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき重点的・集中的に対策を講じられている中、改正国土強靱化基本法に基づく国土強靱化実施中期計画を今月中に策定し、取組の更なる加速化・深化を図るとしている。

さらに、「防災立国」を実現するため、令和8年度中の防災庁設置に向けた検討も進められている。

また、インフラの維持管理を適切に行うことにより、防災効果を高めることができるが、都市自治体の財源は限られており、必要となる点検や維持修繕、更新の実施に支障が生じていることから、老朽化対策も推進する必要がある。

よって、国は、国土強靱化、防災・減災対策及び被災地の復旧・復興に向けた支援の充実強化を図るよう、下記事項について、迅速かつ万全の措置を講じられたい。

記

1. 国土強靱化に向けた取組の充実強化について

- (1) 令和6年能登半島地震など、近年頻発する大規模災害にかんがみ、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をはじめとする取組が着実に実施できるよう、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保すること。

また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」完了後にお

いても切れ目なく国土強靱化の取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を早急に策定し、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。

- (2) 道路、河川、砂防、上下水道等の社会資本整備を地方においても集中的に推進するため、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金等を確保するなど、国土強靱化と防災・減災対策を加速するための財源を十分確保すること。

また、令和7年度までとされている緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債については、引き続き、防災・減災対策を充実強化させることが必要であるため、制度の継続とともに対象事業を拡大する等の地方財政措置の一層の拡充を図ること。

- (3) 災害時においても物資等を運搬できるよう、高速道路のミッシングリンクの解消、ダブルネットワーク化、暫定2車線区間の4車線化等の道路ネットワークの機能強化、無電柱化等の実施による災害に強い道路整備を実現すること。

2. 生活・経済を支え、安全・安心を確保するためのインフラの機能確保について

今後、橋梁、トンネル、河川施設、上下水道、公園、港湾施設をはじめとしたインフラの老朽化が加速度的に進行する中、インフラが持つ機能を将来にわたって適切に発揮できるよう、短期集中的な対策及び安全性の確保に必要な予算を確保すること。

また、インフラの予防保全への本格転換を促進するため、点検、維持管理・更新を持続的に実施できるよう、広域連携やDX技術の活用に取り組むとともに、必要となる財源を継続的かつ十分に確保すること。

特に、上下水道については、災害時においてもその機能が早期に確保されるよう、老朽化対策及び耐震化を重点的に進め、施設の強靱化を図ること。

さらに、再度災害の防止と施設機能の強化のため、災害時の改良復旧事業の更なる推進を図ること。

3. 地震・津波・火山噴火対策の充実強化について

- (1) 国と地方が連携して地震対策に取り組んでいくために、地域の実情を十分配慮のうえ、「国土強靱化基本計画」、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等の諸計画を着実に推進すること。

また、本年3月に公表した南海トラフ巨大地震の被害想定の見直しを踏まえ、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を見直し、被害軽減に向けた対策を強化すること。

- (2) 津波対策等として、防潮堤や水門などの津波防護施設を早期に整備する

こと。

- (3) 火山噴火による被害を最小限とするため、監視・観測体制の充実強化を図るとともに、国及び都道府県の主導による広域的な組織体制の構築や、実践的な防災対策、風評被害対策を講じること。

4. 台風・豪雨・雪害対策の充実強化について

- (1) 気候変動による豪雨の激甚化・頻発化を踏まえ、「流域治水」の考え方に基づき、河川関係施設等の整備や補修など必要な対策が迅速かつ計画的に実施できるよう十分な予算を確保すること。

また、地方自治体が管理する河川の改修、老朽化対策及び維持管理に係る財政措置を拡充すること。

- (2) 近年の降雨の状況を踏まえ、排水機場や排水ポンプ車の増強をはじめとする排水処理体制の充実など、内水浸水対策の強化を図るとともに十分な財政措置を講じること。
- (3) 土砂・豪雨災害に備えるため、砂防関係施設の重点的な整備を推進するとともに、危機管理型水位計や河川監視カメラの増設、気象観測体制の強化、地方自治体による適時的確な避難指示等の発令に資する新たな技術を活用した防災情報の高度化などハード・ソフト両面の充実強化を図るため、大幅な予算の拡充など必要な措置を講じること。
- (4) 大規模な災害によるブラックアウト（大規模停電）を回避するため、非常用電源の整備に係る支援や燃油供給体制の構築、電力系統の増強、さらには地域における電源の分散化など、引き続き電力供給の強靱化を図ること。
- (5) 大雪時の道路交通を確保するため、都市自治体の道路除排雪経費に係る財政措置に万全を期すとともに、将来にわたり持続的に除排雪体制が確保されるよう除雪オペレーターの確保・育成支援に取り組むこと。

また、人口減少、高齢化の顕著な豪雪地帯における共助による雪処理の担い手確保や安全な雪下ろしの体制づくりなどを積極的に支援すること。

5. 防災・減災対策の充実強化について

- (1) 災害対策基本法に定める避難指示等について、住民が一層適切な避難行動をとれるよう都市自治体の取組を支援すること。また、避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成に当たっては、平時から地域や福祉と連携するとともに、実効性のある計画が作成できるよう、必要な財政支援も含め、引き続き、積極的な措置を講じること。
- (2) 災害に強い情報通信インフラを構築するとともに、災害に関する的確な

情報を多様な手段で提供するなど、被災エリアのすべての人々の命を守る行動を支援する仕組みの充実強化に努めること。

- (3) 災害発生時における広域的かつ機動的な危機管理体制を確保するため、国は、T E C－F O R C E等の迅速な派遣及び支援を実施するとともに、平常時から自治体とホットラインを確立するなど、地方との連携強化に努めること。また、被災地支援の強化に必要な地方整備局等の人員・資機材等を確保するなど、令和8年度以降も災害対応のための組織体制の充実及び機能の強化を図ること。

- (4) 防災庁の設置に向けた検討に当たっては、早期に国の専門部隊を派遣するなど、国全体で総合的な災害対応力を発揮するための司令塔機能を強化するとともに、これまでの災害発生時における現場業務についての国と自治体の役割分担を十分検証し、災害対応力の強化に向けて、その最適化を図ること。

また、市町村は発災直後の緊急性の高い物資等の支援を中心に行い、避難所の生活環境を改善するためのトイレカーなど大型資機材については国や都道府県において調達・確保し、災害時に被災自治体にプッシュ型で貸与するなど、備蓄体制の整備について自治体の備蓄状況を考慮して総合的に検討し、方針を示すこと。

6. 被災地支援の充実強化について

- (1) 被災地の早期復旧を図るため、被災自治体の実情を踏まえた、人的・財政的な支援を積極的かつ継続的に講じるとともに、被災者の生活再建への支援や、災害廃棄物処理の支援など、被災地の一日も早い復旧・復興のために必要な支援の充実強化を図ること。
- (2) 被災者生活再建支援制度について、被災地の実情にかんがみ、上限額や適用範囲の拡大等、総合的な制度の更なる見直しを図ること。
- (3) 災害救助法に基づく住宅応急修理制度において、水害による応急修理の審査事務の簡素化や制度の対象範囲について、現場の実態に即した見直しを図ること。

7. 避難所施設の防災機能強化対策について

災害発生時に避難所となる体育館等について、空調設置など防災機能の強化等の事業を計画的に実施できるよう、十分な財政措置を講じること。

8. 大規模林野火災対策の充実強化について

大船渡市等で発生した大規模林野火災の原因調査や消防活動等について関係省庁が連携し検証を進め、早期に今後取り組むべき火災予防や消防活動、装

備・技術等のあり方を示すこと。

以上決議する。

令和 7 年 6 月 4 日

全 国 市 長 会